

平成 27 年度新潟市国民保護協議会 会議録

開催日時	平成 28 年 1 月 19 日（火）午前 10 時から午前 11 時まで
会場	市役所本館 6 階 講堂
出席者	<p>委員 別紙「新潟市国民保護協議会 委員名簿」のとおり</p> <p>事務局 新潟市危機管理防災局危機対策課</p>
議事等	<p>1 開会 （事務局：新保危機対策課長補佐） 定刻になりましたので、ただ今から「平成 27 年度新潟市国民保護協議会」を開催いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、新潟市危機管理防災局危機対策課の新保と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議は、取材のため報道機関のカメラ撮影がはいつています。事前にご承知おきください。</p> <p>また、配布資料は、次第の下の方に記載にありますとおり、「新潟市国民保護協議会 委員名簿」、「同じく国民保護協議会 席次表」「資料 1 新潟市国民保護計画修正概要」「資料 2 同じく国民保護計画新旧対照表」「資料 3 同じく国民保護計画案」、最後に、新潟県が作成しましたカラー刷りパンフレットを添付させていただいております。ご確認いただき、不足等がありましたら、職員がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。</p> <p>また、委員の皆様の出席状況ですが、委員 40 名のうち代理出席を含め、34 名の皆様からご出席いただいております。</p> <p>出席の委員の皆様については配布資料の 2 枚目、「委員名簿」に記載のとおりでございます。時間の都合上、委員の紹介については割愛させていただきます。</p> <p>2 挨拶 （事務局：新保危機対策課長補佐） それでは、開会にあたり、新潟市国民保護協議会会長の篠田新潟市長より、ご挨拶申し上げます。</p> <p>（会長：篠田市長） 皆様、おはようございます。</p> <p>本日は、大変お忙しい中、また悪天候のところ、新潟市国民保護協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、</p>

皆様方におかれましては、日頃から、本市の危機対策・防災、新潟市の安心安全のまちづくりに多方面からご協力、ご尽力をいただいていることについても改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この新潟市国民保護協議会になりますが、7年ぶり5度目の開催ということになります。今回の協議会では「新潟市国民保護計画の変更」これについて、ご審議いただくことになっております。

この1年を見ても、世界が大きく変化しています。それも、非常に心配な状況が続いているというところでございます。パリあるいは中東のテロ、イスラム国の状況、本当に今まで経験したことがないような厳しい国際環境にあると思っております。

そういう中で、今年4月23日、24日ではありますが、G7の農業大臣会合、これを新潟市で開催いただけるということになっております。安全の土台を確立したうえで、新潟の食文化など、新潟の素晴らしいところを世界に発信したいというふうに思っています。ぜひ、また安全の土台を皆様と共に確立して、G7農業大臣会合を迎えたいと思っております。

そして、大規模テロあるいは武力攻撃事態等が発生した場合の住民の避難や救援、武力攻撃による災害への対応は、新潟市民の生命・身体・財産を守る最重要事項と考えております。

今回、限られた時間での検討となると思いますが、委員の皆様方から忌憚のないご意見を聞かせていただいて、実質のある協議会にさせていただければということをお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(事務局：新保危機対策課長補佐)

ありがとうございました。

3 議事

(事務局：新保危機対策課長補佐)

それでは、ただいまから議事に入ります。

本協議会の議長につきましては、新潟市国民保護協議会条例第4条第1項の規定により、会長である新潟市長が務めます。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長：篠田市長)

それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日の議事は、新潟市国民保護計画の修正ということであります。それでは、「新潟市国民保護計画の修正について」事務局から説明願います。

(事務局：渡邊危機対策課長)

おはようございます。

新潟市危機管理防災局危機対策課長の渡邊と申します。本日はよろしくお願いたします。私からは、新潟市国民保護計画の修正について、ご説明させていただきます。

それでは、まず説明に入ります前に、本日は、7年ぶりの協議会開催ということで、新しく委員に委嘱された方も多くいらっしゃいますので、これまでの経緯と国民保護計画の概要につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、新潟市国民保護計画は、国民保護法が平成16年9月に施行されたことを受け、計画案の作成に着手し、当協議会への諮問、答申ののちに、県知事との協議を経てまして、平成19年2月19日に策定し、同年4月1日に施行となりました。

その後、国の『国民の保護に関する基本指針』や『新潟県国民保護計画』の修正に準じて、平成21年3月に、当協議会を開催し、計画の修正を行いました。

計画の内容につきましては、武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、国の方針に基づき、新潟市が国・県・市町村関係機関等と連携・協力して、迅速かつ的確に住民の避難や救援などを行うことができるよう、必要な国民保護措置について定めておくものとなります。

この度の国民保護協議会では、平成21年3月の計画修正から現在に至る間における関連法令、また、新潟県国民保護計画や新潟市地域防災計画との整合性を図るとともに、組織名称の変更や、人口などの統計データの更新などの時点修正を計画に反映させることを目的といたしまして、修正案についてご審議いただくものとなります。

それでは、新潟市国民保護計画の修正について、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。今回の修正点をまとめた『平成27年度 新

潟市国民保護計画修正概要』となっております。

まず(1)『「国民の保護に関する基本指針」及び「新潟県国民保護計画」の変更に伴うもの』についてですが、これまで計画に規定されていなかった警報伝達手段としてJ-ALERT（ジェイアラート）と呼ばれる全国瞬時警報システムや、Em-Net（エムネット）と呼ばれる緊急情報ネットワーク、さらに、国民保護法に規定される安否情報の伝達を効率的に行うためのシステムである安否情報システムの利用についての記述を追加いたしました。

次に、大規模集客施設及び旅客輸送関連施設における滞在者の避難等について、施設管理者等と連携し、必要な対策をとるものとして規定いたしました。

次に、武力攻撃事態等合同対策協議会・緊急対処事態合同対策協議会が国の対策本部長により開催された場合、市対策本部長または本部員が出席する旨の記述を追加いたしました。

次に、災害時要援護者の定義の変更につきましては、従前は「災害時、避難に時間を要する者で、家族などの援護が望めないもの」というものが災害時要援護者の定義でございましたが、これを、家族などの援護が望めるものであっても、「災害時避難に時間を要する者」であれば、災害時要援護者とする。と変更するというものであり、これは新潟県の国民保護計画で定める「要配慮者」と同義のものであります。

次に、原子力規制委員会の設置に係るものにつきましては、平成24年に施行された原子力規制委員会設置法により同委員会が設置されたことから、関係条項を修正するものというものであります。

次に、救援事務の所管の移動につきましては、こちらは国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府の防災担当に所管替えとなったことから修正するものでございます。

それでは続きまして(2)でございます。『新潟市地域防災計画を反映するもの』でございます。

まず1つ目でございますが、平成26年3月に、新潟市が平時から医療関係機関等との連携を確保するために作成した「新潟市災害時保健医療活動計画」の変更の反映や、2つ目、新潟市の組織改正による対策本部の組織及び事務分掌の変更について反映させていただきました。

続きまして（3）でございます。『現行の新潟市の危機管理体制との整合性を図るもの』でございますが、こちらにつきましては、新潟市が平成 22 年度に整備しました「職員参集システム」についての記述を追加するとともに、防災行政無線のデジタル化について、平成 26 年度にデジタル化が完了しておりますので今回の修正に併せまして、記述を修正したところであります。

そして、最後（4）でございますが、『その他』につきましては、人口や施設等の統計資料の時点修正等をおこなったところでございます。

次に、資料 2 をご覧ください。こちらは、今回の修正点をまとめました『平成 27 年度 新潟市国民保護計画 新旧対照表』でございます。こちらは、今ほどご説明させていただきましたものを含めまして、合計 28 カ所を修正となっておりますが、今ほどの説明と重複いたしますので、個別の説明につきましては割愛させていただきたいと思っております。

最後に、資料 3 でございます。『新潟市国民保護計画案』でございます。こちらにつきましては、今回修正しました点について、それを反映させた形の本編案ということで、アンダーラインと強調文字で修正箇所を示させていただいたところであります。ご確認の程よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。
よろしくご審議のほどお願いします。

（会長：篠田市長）

ただいまの説明について、ご質問・ご意見などがありましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

（委員：にいがた女性会議 笠原様）

緊急警報ネットワークシステムの Em-Net は電子メールの一斉同報送信と理解しているのですが、それから、J-ALERT は衛星を使用するということが非常に高額であると聞いております。この

Em-Net、J-ALERT についてこれまで使用された事例等はあるのでしょうか。

それから、県の計画を見ますと、原子力発電所における武力攻撃事態等への対処という項目がありますが、新潟市の計画には、その記載がないようですが、どのような対策をとるのでしょうか。例えば、新潟県としてはヨウ素剤を全県下で備蓄するように聞いておりますし、国際会議等におけるテロ対策の必要性が重要視されていることから、原子力発電所におけるテロ等による災害の危険性があると感じます。

それから、原子力災害が発生した際は、長岡市の避難場所として新潟市が指定されていると思いますが、そうした時の体制についてどうするのか、単純にこの対策はどうかと思いましたので質問させていただきました。以上です。

(会長：篠田市長)

ありがとうございます。では事務局から回答をお願いします。

(事務局：渡邊危機対策課長)

ありがとうございます。まず、お話の中で J-ALERT と Em-Net の使用実績ということですが、Em-Net の方は今のところ活用事例はありません。J-ALERT につきましては、新潟には直接関係はないのですが、以前、沖縄の方でミサイル事案があった際に発信されたという実績があります。

それと、原子力災害関係についてですが、ヨウ素剤の配布については、県の方で全県に配布するというところで、計画に則って行われているところですが、こちらについては、具体的にどのように配布していくかなどについては、今後、県の方で先導して、本市としても意見交換させていただきながら進めていくこととなります。

それから、長岡市の原子力災害時の避難についてですが、昨年 12 月に長岡市の方で計画を策定され、その中で新潟市が長岡市民の避難の受け入れ先ということになったというところでは、こちらもどの避難所にこういった形で長岡市民が避難するのかといった具体的な計画については、今後長岡市と検討を進めることとなります。また、他の市町村の方でもそういった避難計画等があるでしょうし、長岡市においても、新潟市以外にも他の市町村との協議もありますので、そういったこともあわせて検討を進めていきたいと

思っております。以上です。

(会長：篠田市長)

はい。新潟県の方が、仮に柏崎刈羽の方で過酷事故が発生した時、風向きによっては新潟市も危険であるというシミュレーションが示されました。新潟市は受け入れる立場になる地域が多く、一部は避難しなければならないかもしれない、そういったところは県のシミュレーションを精査し、対応が必要だと考えています。今の段階ではそのように考えておりますが、よろしいでしょうか。

(委員：新潟県看護協会 佐藤様)

新旧対照表の4ページ医療救護体制の整備のところ、今までなかった用語で災害医療コーディネーターを中心として新潟県及び関係機関等と連携し医療救護体制の整備をおこなうという記載になっておりますが、この災害医療コーディネーターというものについての説明をお願いしたいと思います。どのような方が何人おられて、各区との連携等はどのようなものなのか、医療関係者として大事なところになると思いますので説明をお願いします。

(会長：篠田市長)

ありがとうございます。では事務局から回答をお願いします。

(事務局：渡邊危機対策課長)

ありがとうございます。災害医療コーディネーターにつきましては今回の改正で新たに規定された用語で、保健所長がこの役割を担うこととしております。災害時、県や医療機関等との緊密な連携をとるための組織を構成するものです。

(会長：篠田市長)

これは、保健所長がコーディネーターになるということによろしいですね。

(事務局：渡邊危機対策課長)

はい。

(会長：篠田市長)

これは新潟市の地域防災計画でも同様の記載があるのでしょうか。

(事務局：渡邊危機対策課長)

はい。新潟市地域防災計画独自の内容となります。

(会長：篠田市長)

新潟市の保健所長がコーディネーターとなって、新潟市全域を管轄する体制を組むということですね。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

<発言なし>

そのほかに、ご発言が無いようですので、「新潟市国民保護計画の修正について」については、原案のとおりとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございます。

それでは、原案のとおりとさせていただきます。

委員の皆様の円滑な議事の進行とご協力のおかげで短時間で議事終了することができました。

本日の議事は終了ということですので、進行を事務局にお返しします。

(事務局：新保危機対策課長補佐)

ありがとうございました。

4 その他

(事務局：新保危機対策課長補佐)

それでは、次第のその他となります。「国民保護実動訓練について」のDVDの視聴を行いたいと思います。

このDVDは、昨年度、福岡県にて内閣官房、福岡県、福岡市、そ

	<p>の他関係機関及び地域住民が一体となり、共同実動訓練を実施したもので、約 30 分の映像となっております。本市においてテロ等が発生した場合の対応にも、大いに役立つものとしてご紹介したいと思っております。それではご覧ください。</p> <p><DVD 視聴></p> <p>以上をもちまして DVD の視聴を終了いたします。</p> <p>ただいまの「国民保護実動訓練」について、ご意見等ありますでしょうか。</p> <p><発言なし></p> <p>そのほかに、全体を通して、皆さま何かありましたら、ご発言をお願いします。</p> <p><発言なし></p> <p>ほかに無いようですので、本日の議事はすべて終了いたしました。以上で平成 27 年度新潟市国民保護協議会を閉会いたします。</p> <p>委員の皆さま、ありがとうございました。</p>
傍聴者	なし
報道機関	2 社